自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第１項並びに第118条の規定により、２等陸・海・空士（任期制自衛官）の募集期間等を次のとおり告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　募集期間等

（１）　募集期間

随時（最終期限は、令和８年11月18日（水））

（２）　試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和８年11月21日（土）から同月23日（月）までの間のいずれか１日（筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。）	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和８年11月29日（日）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

（３）　採用時期

令和９年３月及び４月採用予定

２　問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088－822－6128

ホームページアドレス　https://www.mod.go.jp/pco/kochi/

高知県告示第630号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第６項第３号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第９条第１項第１号の食品衛生監視員の養成施設の登録をしたので、同令第20条第１号（同令第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　登録した養成施設の名称及び所在地

高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科　食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成プログラム

高知市池2751番地１

２　登録年月日

令和８年10月14日

高知県告示第631号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡仁淀川町上名野川字ナガサキ1729の73及び1729の74

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

林道用地とするため

高知県告示第632号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の41

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第633号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の41

２　保安林として指定された目的

公衆の保健

３　解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第634号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　届出事項

（１）　発起人の住所及び氏名

須崎市	奥　﨑　幸　則
〃	橋　田　哲　臣
〃	西　村　光　博

（２）　加入区の名称

大谷加入区

（３）　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

大谷漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

（１）　縦覧期間

令和８年10月27日から同年11月10日まで

（２）　縦覧場所

大谷漁業協同組合

高知県告示第635号

香南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年９月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

２　作業期間

令和８年９月25日から令和９年２月26日まで

３　作業地域

安芸市、南国市、香南市、香美市及び安芸郡芸西村の各全域

高知県告示第636号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月５日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類

公共測量（３級基準点測量）

２　作業期間

令和８年10月２日から同年11月30日まで

３　作業地域

香南市野市町大谷

高知県告示第637号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月７日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司